

1. 件 名：新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング（東海第二（849））
2. 日 時：平成30年4月9日 13時30分～18時30分
3. 場 所：原子力規制庁 8階A会議室
4. 出席者

原子力規制庁：

（新基準適合性審査チーム）

正岡主任安全審査官、高嶋原子力規制専門員

事業者：

日本原子力発電株式会社：発電管理室 副室長 他5名

東北電力株式会社：原子力部（原子力技術） 担当 他1名

東京電力ホールディングス株式会社：原子力設備管理部 土木技術グループ 担当 他2名

中部電力株式会社：原子力部 設備設計グループ 担当

北陸電力株式会社：原子力本部原子力部 原子力耐震技術チーム 担当

中国電力株式会社：電源事業本部（原子力耐震） 担当

電源開発株式会社：原子力技術部 設備技術室 担当

5. 要旨

- (1) 日本原子力発電から、4月4日の提出資料に基づき、東海第二発電所の工事計画認可申請のうち基本設計方針（浸水防護施設）について説明があった。原子力規制庁から主に以下の点について指摘を行った。

【基本設計方針（浸水防護施設）関係】

- サイトバンカプールの溢水影響について、当該溢水による液体が管理区域外へ漏えいしないとする具体的な設計方針を整理して提示すること。
- 常設重大事故等対処設備（例：代替循環冷却系ポンプ）の没水影響の対策について、設置変更許可申請に係る審査における議論を踏まえ、位置的分散による対策の有無を整理して提示すること。
- 被水の影響について、水消火を行わない消火手段を網羅的に整理するとともに、水消火を実施する場合の規制上の位置づけを整理して提示すること。
- 管理区域外への漏えい防止に関する溢水評価について、技術基準規則における要求事項を踏まえ、「管理されない状況」での漏えいに限定できる考え方を整理して提示すること。

- (2) 日本原子力発電から、本日の指摘等について了解した旨の回答があった。

6. その他

提出資料

なし